

風力発電設備の航空障害灯設置方法の見直し

別紙1

改正後は、風力発電設備の高さに関わらず、ナセル頂部に中光度白色（赤色）航空障害灯を設置し、高さが150m以上の場合には、タワー中間段に低光度航空障害灯を設置。

高さ	従来の設置方法	改正後の設置方法	備考
150m 以上 315m 以下			<ul style="list-style-type: none"> ※ 中光度赤色航空障害灯を設置する場合は、昼間障害標識が必要となる。 ※ 高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯は、「24時間」点灯 ※ 中光度赤色航空障害灯及び低光度航空障害灯は「夜間のみ」点灯
150m 未満	<p data-bbox="421 1380 1070 1468">※ナセル頂部に設置する航空障害灯の高さが105mを超える場合、底部までのほぼ等間隔の位置に、中光度白色航空障害灯、又は低光度航空障害灯の設置が必要となる。</p>		